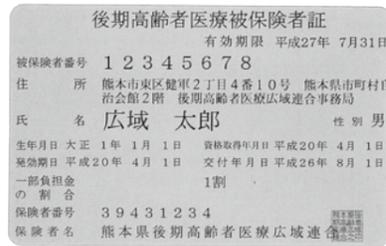


後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 新しい保険証を送ります

新しい保険証は水色です

現在のオレンジ色の保険証の有効期限は7月31日です。新しい水色の保険証を7月中旬に簡易書留郵便（受け取りには印鑑が必要）で送ります。8月1日からは新しい水色の保険証を使ってください。



保険証の見本

限度額適用・標準負担額減額認定証について

医療機関の窓口で支払う医療費や入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、世帯全員が住民税非課税（負担区分が低所得ⅡまたはⅠ）の人を対象に交付しています。

申請

認定証を持っていない人で対象になる人は、高齢者支援課・合志庁舎市民課・各支所で申請してください。申請には保険証と印鑑が必要です。

更新

現在オレンジ色の認定証を持っている人で、8月1日以降も対象になる人には、新しい有効期限の水色の認定証を保険証と同封して送ります。

後期高齢者医療制度への任意加入

65歳から74歳で一定の障がいの状態にある人は、任意の申請により広域連合の障がい認定を受けることで、後期高齢者医療制度に加入することができます。詳しくはお問い合わせください。

平成26年度後期高齢者医療保険料の決定通知書を送ります

平成26年度の後期高齢者医療保険料額

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。納付方法と金額を必ずご確認ください。保険料の増減などにより、納付方法が変更になっていることがありますのでご注意ください。

- **保険料率と算定方法** 平成26・27年度の保険料率は次のとおりです。25年度から据え置かれています。

$$\text{保険料額（年額）} = \text{均等割額 47,900円} + \text{所得割額（総所得金額等 - 33万円）} \times 9.26\%$$

- **上限額** 平成26年度以降の保険料の上限額が次のとおり引き上げられています。

$$\text{これまでの上限額55万円} \longrightarrow \text{平成26年度からの上限額57万円}$$

後期高齢者医療の保険料軽減対象が拡大されました

保険料の均等割額の軽減の基準が平成26年度から見直されました。次のうち、**——**部分に変更となりました。

軽減割合	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等
9割軽減	【基礎控除額33万円】を超えない世帯で、年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで、所得が0円となる場合
8.5割軽減	【基礎控除額33万円】を超えない世帯
5割軽減	【基礎控除額33万円+24.5万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯
2割軽減	【基礎控除額33万円+45万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯

※均等割額の軽減判定についての総所得金額等は、公的年金等特別控除後（専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前）の金額になります。

保険料の納付方法

- **特別徴収**（年金からの天引きによる支払い）
 - ・4月から翌年2月までの年金支給月（6期）に年金からあらかじめ差し引かれます。
 - ・事前の申し出により、口座振替に変更することができます。

- **普通徴収**（納付書または口座振替による支払い）
 - ・7月から翌年2月までの毎月（8期）に納付書が届いた人は、納期限までに納付をお願いします。（口座振替にするには事前の申し込みが必要です）
 - ・口座振替の人は、7月から翌年2月までの毎月（8期）の納期限日に指定された口座から引き落とされます。（ただし、12月は25日となります）

問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班（西合志庁舎） ☎242-1109

65歳以上の皆さんへ 平成26年度介護保険料額が決まりました

納入通知書（介護保険料額決定通知書）を送付します（6月中旬）

本年度の介護保険料が決定しました。この通知書には介護保険料の算定根拠と支払方法・納期限が記載されています。平成25年の所得によって、保険料が増減する人や保険料の納付方法が変わる人がいますのでご確認ください。

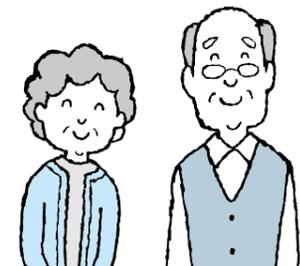
【納付方法】

- **普通徴収**
 - 6月から翌年1月までの間に送付する納付書や口座振替による納付
 - ※口座振替には申し込みが必要です。市役所・支所または市内各金融機関で受け付けています。なお、前年度までに口座振替により納付されている方は手続不要です。
- **特別徴収**
 - 年6回の年金支給月に年金からの天引きによる納付
 - ※4月・6月は平成24年の所得で仮に計算しています。6月に平成25年の所得が確定するため、8月以降の保険料で調整される人がいます。

日本年金機構からの「年金振込通知書」と一致しない場合があります

「年金振込通知書」は、日本年金機構から年金を受け取っている人に、毎年6月に1年分の年金支払額や天引きされる保険料などをお知らせするものです。年金支払額の金額に変更があった場合などには、当月の年金支払額などを記載した通知書が送付されます。

8月以降の介護保険料について、「年金振込通知書」に記載された介護保険料と、市から送付する「納入通知書（介護保険料額決定通知書）」に記載された介護保険料が一致しないことがあります。実際に天引きされる介護保険料は、市から送付する納入通知書に記載された金額です。



介護保険負担限度額認定証について

介護保険制度では、施設サービスや短期入所サービスを利用する際、食費・居住費（滞在費）は自己負担となっています。このうち、次に該当する要介護認定者には、申請することで「介護保険負担限度額認定証」が発行され、自己負担額が軽減されます。

- **負担限度額認定証の対象になる人とその段階**
 - 第1段階 生活保護の受給者および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人
 - 第2段階 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人
 - 第3段階 世帯全員が住民税非課税であり、第2段階以外の人
- **軽減の対象となる費用**
 - 次の介護（予防）サービスにおける居住費（滞在費）と食費を軽減します。
 - ・指定介護福祉サービス ・介護保険施設サービス
 - ・指定介護療養施設サービス ・短期入所生活介護
 - ・短期入所療養介護 ・介護予防短期入所生活介護
 - ・介護予防短期入所療養介護
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

認定申請

負担限度額認定申請書を窓口（高齢者支援課、合志庁舎市民課、各支所）に提出してください。認定された人には、「介護保険負担限度額認定証」を発行します。

なお、申請日時時点で属する世帯全員の課税状況により判定し、限度額認定の対象となる場合には申請日の月の初日にさかのぼって効力を有します。

更新手続

現在、負担限度額認定証（平成26年6月30日有効期限）の交付を受けている人には更新のお知らせを送付していますので、引き続き認定を受ける場合はお早めに更新申請してください。

ただし、平成25年の所得に応じて判定しますので今回は該当しない場合もあります。また、世帯員で未申告の人がいる場合も該当しませんので、ご注意ください。

※負担限度額認定証には有効期限があり、毎年更新する必要がありますので、継続して認定を受ける場合には必ず更新の手続を行ってください。※介護保険負担限度額認定申請書は、窓口のほか、市のホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班（西合志庁舎） ☎242-1109